

柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会（第5回）会議録

1. 開催日時 令和6年1月15日（月）午後6時00分から午後6時50分
2. 開催場所 柳泉園組合管理棟3階大会議室
3. 会議次第
 - (1) 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会における検討結果について
 - (2) 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書（素案）について
 - (3) パブリックコメント手続の実施について
 - (4) その他

【1. 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会における検討結果について】

<資料1 使用料適正化検討委員会検討結果一覧表>

事務局 前回までの委員会において検討した内容をまとめた。

施設使用料について、野球場、室内プール、トレーニング室及び多目的室3を除く会議室については据え置きとなる。テニスコートは400円を500円に見直し、曜日による料金区分を廃止した。多目的室3は500円を600円に見直した。浴場施設は大人1回の料金を500円から520円に見直したことに伴い、回数券及び1か月券についても金額を見直している。

次に関係市民等以外の使用料については、委員会で検討した結果、野球場、室内プールの貸切り、テニスコート及び会議室は関係市民等の使用料の2倍とすることとした。これらの施設の使用料を関係市民等の2倍とした根拠は、厚生施設は関係市民の税金により賄われており、貸切り利用の施設は利用枠にも限りがあることから、料金の差を設けることによって関係市民等の利用に配慮したためである。

なお、個人使用による室内プール、トレーニング室及び浴場施設は、現行のとおり一律料金とする。

次に減額・免除について、現行の規定を見直した点は、関係市、組合及び指定管理者が主催する事業において、使用料を免除としたことがあげられる。

減額・免除後の使用料については、浴場施設における大人の障害者・介護

者の区分では、現行使用料200円に対して260円としている。これは、現行の規定では100円未満切り捨てとしていたため、500円の使用料を減免する場合は200円であった。しかし、見直し後の減額・免除規定では、10円未満の端数を切り捨てることとしたため、使用料520円に対し260円となる。

その他、浴場施設における障害者・介護者の区分における使用料について、10円未満の端数を切り捨てとしたことに伴う料金の見直しを行っている。

<質問・意見等>

委員 室内プールの貸切りにおける減免について質問がある。65歳以上の高齢者又は障害者においては5割の減額が適用されるということか。

事務局 その通りである。プールの貸切りを行う団体において、65歳以上の高齢者又は障害者については、通常の使用料が2,500円のところ、5割を減額した1,250円で利用することができる。

ただし、現在までこの規定による減額を行った実績はない。

委員 団体で利用する場合において、全員が65歳以上の団体もあれば、若い人が含まれていたり、若い人のみの団体もある。このような場合において、団体で利用する利用者の年齢を確認するためには、何かしらの書類を提出したりする必要があるのか。

事務局 今後は、年齢確認や団体としての登録等を行うことで、減額措置の適用を受けることが可能になると考えている。

委員 市の施設とは減額・免除の適用範囲が異なっているように思う。

事務局 この規定は、当組合厚生施設において、高齢者の健康の増進に寄与することを目的として定められたものである。事務局としてはこの考え方を基に、今後もこの規定による減額・免除を続けていくべきであると考えている。

委員 65歳以上の高齢者の室内プール貸切り使用の減額における適用範囲を問う。団体のうち何名が65歳以上だと適用されるのか、代表者が65歳以上だと適用されるのか、または65歳以上の者が1名でも含まれれば適用されるのか、現在の運用を教えてください。

事務局 関係市においてはこのような規定は設けていないことから、参考とするの

が難しい状況である。また、現時点において実績がないことから、今後の運用については規則等に盛り込み、適切な基準を定めていきたいと考えている。

【2. 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書（素案）について】

＜資料2 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書（素案）＞

事務局 まず、1ページの「はじめに」と、最終ページの「おわりに」については、素案段階では空欄としている。

主な事項についてご説明すると、「Ⅰ見直しの背景」では、使用料を検討するに至った経緯等について記載している。

次の「Ⅱ厚生施設使用料適正化における基本方針」では、本委員会において、基本方針を定めた上で使用料の検討を実施することとしたため、「原価計算について」、「受益者負担割合の設定における考え方について」、「性質別負担割合」、「激変緩和措置について」及び「近隣自治体等との比較について」といった、基本方針の内容について示している。

次に「Ⅲ使用料見直しの検討結果について」では、施設ごとに受益者負担割合により施設使用料を算出した上で、近隣自治体同規模施設の平均使用料と比較し、使用料の据え置きや見直しについて結論を出したことを記載している。

次に「Ⅳ減額・免除及びその他料金区分の取扱いについて」では、委員会で検討を行った減額・免除に関する事項について示している。ここでは、減額後の端数処理について記載しており、現在は100円未満を切り捨てとしているが、見直し後は、減額後の使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とすることとした。

この改正の理由は、施設を利用する人としらない人の負担の公平性を確保する必要があることから、切り捨てる金額を最小限とし、本来の減額後の使用料との乖離を抑えるためである。関係市においても10円未満の端数は切り捨てることとしている。

減額・免除規定の見直しでは、現行規定において「関係市が主催して使用する場合は5割の額を減額できる」としているが、歳入の多くを関係市の負

担金によって賄っている点や、施設の利用率の向上及び関係市との協力を図る目的として、「全額免除」に改正する。

次に「平日料金・休日料金区分について」では、利用実績や他団体の状況を踏まえ、テニスコートについては、曜日による料金区分を廃止し、野球場については、現行のとおり曜日による料金区分を設けることとした。

また、「関係市民等以外の利用者の取扱いについて」では、現行においては関係市民等とその他で使用料の差を設けていないが、委員会の結論では、関係市民等が利用しやすい環境を整えるために、関係市民等とその他で、使用料に2倍の差を設ける必要があると判断したことを記載している。

使用料に差を設ける対象の施設は、予約の枠が限られている野球場、室内プールの貸切り使用、テニスコート及び会議室としている。

なお、個人使用の施設については、枠が限られていることにより利用が制限されるわけではないことや、現状において、市外の方が利用することによる負荷がかかっていないことから、利用促進の一環として使用料の差を設けないこととした。

最後に「V見直し後の施設使用料」については、これまで検討を行った結果を表にまとめている。

また、「施設使用料の見直しの周期について」では、浴場施設使用料は、東京都公衆浴場入浴料金統制額の改定に合わせて、使用料を同額に見直すことを記載している。その他の施設使用料は、例外を除き原則3年間をめぐりに見直し作業を行うこととしている。

< 質問・意見等 >

委員 「はじめに」と「おわりに」についてはどのような内容を記載する予定なのか。

事務局 委員長や副委員長の意見を踏まえた内容を想定している。

委員 パブリックコメント手続において公表する際には、記載しない方がよいのではないか。

事務局 承知した。パブリックコメントにて公表する際には「はじめに」と「おわりに」を完全に削除した状態とする。

委員 4点ほど指摘事項がある。

1点目は、2ページの(1)原価計算における対象経費の「ウ 減価償却費」の説明の部分について、「減価償却費は建物の建設費に定額法の償却率を乗じて」とあるが、第2回委員会の資料では、建物の他に設備や備品等の取得費も原価計算に含めていた。このことから、「建物」のみではなく、「設備や備品等」という文言を加えるべきである。

2点目は、同ページ(2)原価計算の対象に含めない経費の「ア 支払利息」について、「原価計算の実施時点で既に利息を完済していることから」という表現について、「完済」という言葉は「元本」に対して使用するものであることから、別の表現を用いるべきである。

3点目は、3ページの(1)厚生施設における受益者負担のあり方の説明において、「厚生施設を利用しない人が支払った税金」という表現をしているが、「税金」に対しては「納める」や「負担する」という表現を使用するのが正しいため、表現を改めた方がよい。

最後に4点目は、同ページの(2)受益者負担割合の設定についての説明において、「厚生施設を設置した背景を重視する必要があるため、他団体の状況と比較しながら検討を行った」とあるが、「厚生施設を設置した背景を重視する」とことと、「他団体の状況と比較しながら検討を行う」ことは並列の関係にあることから、「厚生施設を設置した背景を考慮する」等に表現を改め、両者が並列となる表記に変更すべきであると考えます。

事務局 承知した。ご指摘の点について修正させていただく。

【3. パブリックコメント手続の実施について】

<資料3 柳泉園組合パブリックコメント手続について>

事務局 この手続きは、柳泉園組合パブリックコメント手続要綱に基づき実施する。

まず、今後の流れとしては、本日の委員会でまとめた検討員会報告書(素案)を、1月29日から2月13日まで公表し、関係市民等に意見募集を行う。市民等の意見については事務局でとりまとめを行う。2月29日に開催する第6回委員会において、提出された意見に対する委員会の考え方などを

まとめ、最終的な報告書を策定する。その後、3月上旬頃に意見募集結果を公表する。最後に、意見募集結果等を踏まえた柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書を、3月中に管理者へ提出する。

なお、管理者への報告後は、当該報告書においても柳泉園組合ホームページ上で公表する。

次に意見募集に際し公表する項目についてである。(1) 案件名は「柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書(素案)」とし、(2) 案件の趣旨及び概要については検討委員会設置の経緯や報告書の概要について記載する。(3) 募集期間は令和6年1月29日から2月13日までとし、

(4) 閲覧場所は、関係市の中央図書館、柳泉園組合情報公開コーナー、柳泉園グランドパーク受付及び柳泉園組合ホームページとしている。(5) 意見の提出先は柳泉園組合施設管理課とする。(6) 意見を提出できる者の範囲は、関係市に在住、在勤、在学する人と、関係市内に事務所又は事業所を有する法人や団体、その他この案件について利害関係のある人としている。

(7) 検討結果の公表予定時期は、令和6年3月を予定している。(8) 意見の提出方法は、柳泉園組合管理棟受付までの持参、郵送、FAX又はメールでも受付する。(9) 備考については、意見提出の際の書き方や注意事項等を記載している。

参考に関係市のパブリックコメントにおける閲覧場所を記載しているが、事務局案としては、先述のと通りの閲覧場所とする考えである。

また、パブリックコメントを実施することを関係市民に周知するため、関係市の市報において、本報告書(素案)における意見募集期間や閲覧場所等について掲載していただく予定である。

< 質問・意見等 >

委員 報告書(素案)について、今回の委員会で何点か指摘事項があったが、修正した素案については、パブリックコメントの実施前に委員が内容を確認できるのか。

事務局 修正後の報告書(素案)については、印刷したうえで各委員にご確認いただき、パブリックコメント手続において公表してよいか意思決定をしていた

だいたうえで公表する。

【4. その他】

委員 第7回目の委員会の日程は確定しているのか。

事務局 第7回目は管理者への報告のみとなる。この際は委員長及び副委員長が出席し、管理者へ検討委員会報告書を提出する。日程については調整中である。

委員長 その他なければ、第5回柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会を終了する。

以上